

ミャンマーの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という）は、人口約 5450 万人の共和制国家である。インドシナ半島の北西部に位置し、国土は南北に細長く「エイ」のような形をしており、中国、ラオス、タイ、バングラデシュ、インドと接している。ミャンマーのほぼ中央を、エーヤワディー川が流れている。ミャンマーの国土の面積は、約 68 万平方キロメートルであり、日本の国土の面積の約 1.8 倍である。首都はネーピードー、公用語はビルマ語、法定通貨はチャットである。民族構成についてみると、ビルマ人が約 68%と圧倒的に多いが、シャン人、カレン人、ラカイン人等の少数民族も多い。宗教については、仏教が約 74%、プロテスタントが約 6%、イスラム教が約 3%、ヒンドゥー教が約 2%を占める²。

現在のミャンマーがある地域では、1754 年にコンバウン朝が成立したが、英国との戦争により滅亡し、1886 年に英領インドの一州となった。第二次世界大戦中の 1943 年、日本軍の援助により独立した。1948 年には英連邦から離脱し、ビルマ連邦となった。1962 年以来、50 年間にわたり、軍事政権が続いた。1989 年、国名を「ミャンマー連邦」に、首都を「ヤンゴン」に改称した。1990 年の総選挙で「国民民主連盟」(National League for Democracy, NLD) が圧勝したが、軍事政権は政権移譲を拒否した。同年 10 月、軟禁されていた民主化運動のリーダーであるアウンサンスーチーがノーベル平和賞を受賞した³。2006 年、首都機能がネーピードーに移された。2010 年の総選挙では、最大野党 NLD がボイコットしたものの、2011 年に軍政から民政への移管が実現した。軍政序列第 4 位のテインセインが大統領に就任、国名を「ミャンマー連邦共和国」に改称するとともに、少数民族武装勢力との停戦合意、政治犯の釈放、経済改革の推進等が行われた。2015 年の総選挙で NLD が圧勝した後、アウンサンスーチーの側近であるティンチョウが大統領に就任するとともに、アウンサンスーチー自身は、新たに設けられた「国家顧問」職に就任した。2017 年 8 月、イスラム教徒の少数民族であるロヒンギャの武装グループが警察等を襲撃したこ

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるミャンマーの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2021 年版』（二宮書店、2021 年）242～244 頁、②外務省ウェブページ「ミャンマー基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/index.html>）等を参照した。

³ アウンサンスーチー国家顧問がロヒンギャ問題について積極的な態度を示さないことに対し、国際的な批判が高まり、ノーベル平和賞を剥奪すべきとの声もあった。

とをきっかけに、国軍が掃討作戦を開始し、70万人以上のロヒンギャ⁴がバングラデシュに避難した。2020年の総選挙でもNLDが圧勝したが、国軍は、選挙に不正があったと主張していた。そして、2021年2月1日、国軍によるクーデターが発生し、アウンサンスーチー国家顧問らが拘束された（その後、アウンサンスーチーは、違法に輸入した無線機の所持等を理由に訴追された）。その後、国軍は、国の最高意思決定機関として「国家統治評議会」を設置するとともに、クーデターに反対するデモ隊や民主派に対する取締りを強化している（その結果、約800名が死亡し、約5300名が拘束されたといわれている）。このような国軍の動きに対し、拘束されていないNLDの連邦議会議員らは、「市民不服従運動」を広く呼び掛けるとともに、「連邦議会代表委員会」(CRPH)という独自組織を立ち上げた。CRPHは、2021年3月31日、2008年憲法の廃止を宣言するとともに、「連邦民主憲章」(Federal Democracy Charter)を制定したと主張している。また、同年4月16日に発足した国民統一政府(NUG)も、2008年憲法を廃止し、連邦民主憲章を暫定憲法とすると主張している。しかし、最近では、国軍による支配及び国内情勢が安定化に向かっているように思われる。

ミャンマーは、1995年にはWTOに、1997年にはASEANに加盟した。軍事政権時代は長らく外国から禁輸措置を受けていた⁵が、2013年にはEU、2016年には米国が、一部の禁輸措置を解除した。GDP成長率をみると、2018年は6.8%、2019年は6.2%と、比較的高い経済成長を果たしていた。しかし、2021年2月1日のクーデター後、再び、欧米諸国による経済制裁が発動されている。

ミャンマーの法制度は、ミャンマー古来の慣習法のほか、英国法に淵源を有している。即ち、植民地時代の英領インドで形成された「インド法典」が、1886年の第三次英緬戦争の敗戦により英領インドの1州となったビルマにも適用されるようになった。その後、1937年の英領ビルマの成立により、そのままの形で「ビルマ法典」に名称変更された⁶。ビルマ法典は、全13巻から構成され、大きくは、公法系(第1巻～第8巻)と私法系(第9巻～第12巻)に分かれている。第13巻には、少数民族地域に適用される法と総索引が含まれる。また、全13巻を通じて、各章には、第1章から第30章までの通し番号が付けられている⁷。ビルマ法典に含まれる数多くの法律は、現在でも効力を有している。インド法典及

⁴ ロヒンギャは、ラカイン州北部に住むイスラム教を信仰する人々であり、ベンガル地方から移住・定住した。ミャンマーでは「無国籍者」として扱われており、バングラデシュでは「ミャンマー人」として扱われている。

⁵ 中国は、ミャンマーの政治体制の変動に関わらず、二国間関係の強化に努めてきた。その背景には、①中国が、ミャンマー国内を通るパイプラインを通じて、マラッカ海峡を經由せずに原油や天然ガスを輸入していること、②中国は、「一帯一路」構想を実現するため、欧米先進諸国とは異なり、関係国の国内問題には口を出さないという方針を採っていること等がある。

⁶ 金子由芳著『ミャンマーの法と開発 ―変動する社会経済と法整備の課題―』(晃洋書房、2018年) 91頁。

⁷ 生田美弥子著「ミャンマー法概観とビルマ法典公法 (I、II)」(『JCA ジャーナル 第61

びビルマ法典の内容は、原則として、英国の判例法を成文化・法典化したものと位置付けられ、その意味では英国法の影響を強く受けているといえる。しかしながら、ミャンマーでは、社会主義憲法の下での人民裁判所制度の時代に判例法形成は事実上停止し、制定法の文言解釈が重視されるようになった。

ミャンマーの現行法体系は、①憲法、②ビルマ法典、③社会主義政権時代から軍事政権時代に制定された法令、④2011年以降、連邦議会により制定された法令・通知、各省庁による発布された通知等、⑤慣習、⑥判例（最高裁判所による主要な判例は、法適用基準を示す一定の役割を果たしている）から構成される⁸。

II 憲法

1 総説

ミャンマーでは、1974年ビルマ連邦社会主義共和国憲法が施行されていたが、1988年、国軍がクーデターにより全権を掌握して、議会を解散し、1974年憲法を停止した。その後、新たな憲法の案が策定され、国民投票を経て、2008年憲法が制定されるに至った。ミャンマーの2008年憲法の大きな特徴の一つは、国軍が国政において強大かつ広範な権限を有していることである。例えば、①国軍は、国家の国民政治における指導的役割に参画すること、②人民院及び民族院の議員の25%は、国軍最高司令官の指名する軍人議員とされること、③「国防治安評議会」（11名中6名は国軍関係者が占める）が多くの重要な権限を有すること、④憲法を改正するには、連邦議会の議員総数の75%を超える賛成を得ることが必要条件とされているため、国軍最高司令官の指名する軍人議員の賛成無しには、憲法改正はできないこと、⑤国家緊急事態において、大統領は、国軍最高司令官への権限移譲を行うことができること等が規定されている。このように、2008年憲法には、もともと、国軍の協力無しに民主派だけで国政の改革を推し進めることはできないようにするためのメカニズムが組み込まれていたといえる⁹。

卷1号』（日本商事仲裁協会、2014年）所収）23頁。

⁸ 萩野敦司著「現代ミャンマー法の法源およびアクセス方法」（『国際商事法務 Vol.42, No.4』（国際商事法研究所、2014年）所収）556～557頁。

⁹ ミャンマーが真の民主制国家となるためには、2008年憲法の改正が必須であったが、そのためには、国軍の協力が必要不可欠であった。しかし、国軍の協力は得られず、2021年2月1日のクーデター発生に至った。国軍が態度を硬化させていった背景には、「国軍が国家の統治において力を維持するため、憲法にも仕掛けを施したのに、NLD政権がその穴を突いたり、憲法自体の改正を図ったりして、権力基盤を削ごうとしているとの印象を国軍に与えた」ことがあったといわれている（北川成史著『ミャンマー政変——クーデターの深層を探る』（筑摩書房、2021年）所収）75頁。また、65歳の定年を迎えるミンアウンフライン国軍総司令官が、ロヒンギャに対するジェノサイドを理由に国際刑事裁判所（ICC）で訴追され有罪とされた場合、軍事政権であれば身柄引渡しを拒否するであろうが、NLD政権は拒否しない可能性があることから、自ら大統領に就任することを狙っていたのではないかともいわれている（北川・前掲書87～91頁）。

全 457 条からなる現行のミャンマー憲法の体系は、表 1 のとおりである¹⁰。

表 1 : ミャンマー憲法の主な体系 (別表は除く)

前文		
第 1 章 連邦の基本原則		第 1 条～第 48 条
第 2 章 国家の構成		第 49 条～第 56 条
第 3 章 国家元首	大統領及び副大統領	第 57 条～第 73 条
第 4 章 立法府	連邦議会	第 74 条～第 108 条
	人民院	第 109 条～第 140 条
	民族院	第 141 条～第 160 条
	管区議会又は州議会	第 161 条～第 198 条
第 5 章 行政府	連邦政府	第 199 条～第 231 条
	連邦の大臣及び副大臣	第 232 条～第 260 条
	管区又は州の首相	第 261 条
	管区の大臣又は州の大臣	第 262 条～第 289 条
	公務員	第 290 条～第 292 条
第 6 章 司法府	裁判所の構成	第 293 条
	連邦最高裁判所	第 294 条～第 304 条
	管区高等裁判所又は州高等裁判所	第 305 条～第 318 条
	軍事裁判所	第 319 条
	連邦憲法裁判所	第 320 条～第 336 条
第 7 章 国軍		第 337 条～第 344 条
第 8 章 市民、市民の基本的権利及び義務		第 345 条～第 390 条
第 9 章 選挙		第 391 条～第 403 条
第 10 章 政党		第 404 条～第 409 条
第 11 章 国家緊急事態に関する規定		第 410 条～第 432 条
第 12 章 憲法改正		第 433 条～第 436 条
第 13 章 国旗、国章、国歌		第 437 条～第 440 条

¹⁰ 2008 年憲法の日本語訳 (抄録) は、遠藤聡著「ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与 (1)」(『外国の立法 241』(国立国会図書館調査及び立法考査局、2009 年) 所収) 188～197 頁)、「同 (2)」(『外国の立法 243』所収) 51～98 頁) に掲載されている。

公式の英訳 (全文) は、下記ウェブサイトに掲載されている。

https://www.burmalibrary.org/docs5/Myanmar_Constitution-2008-en.pdf

及び首都		
第 14 章 経過規定		第 441 条～第 448 条
第 15 章 一般規定		第 449 条～第 457 条

2 統治機構

(1) 大統領

ミャンマーの大統領は、国家元首とされる。大統領及び副大統領の任期は5年であり、2期までとされている。

大統領の資格要件として、①連邦に対して忠誠を誓うこと、②連邦の市民であること、③連邦内で出生した両親から出生したミャンマー国民であること、④45歳以上であること、⑤連邦の政治的、行政的、経済的及び軍事的な問題に精通していること、⑥20年以上継続して連邦内に居住していること、⑦自身、両親の一方、配偶者、又は嫡出子の1名若しくはその配偶者のいずれも外国の支配下でないこと、⑧議会の選挙の立候補資格を有していることが挙げられる¹¹。このように、いくつもの厳格な資格要件が要求されているのは、アウンサンスーチーが大統領となる資格を満たすことができないようにするためである¹²。

大統領は、大統領選挙人団によって選出される。大統領選挙人団は、①選挙で選出された連邦議会の人民院の議員、②選挙で選出された連邦議会の民族院の議員、③連邦議会の両院の中の国軍最高司令官に指名された軍人議員という3グループから構成される。まず、大統領選挙人団の各グループが各1名、合計3名の副大統領を選出し、その後、大統領選挙人団が、3名の副大統領の中から大統領を選出する¹³。

(2) 立法府

ミャンマーの立法府たる連邦議会については、二院制が採用されており、「人民院」及び「民族院」がある。両院の権限は対等である。各院の議員の任期は5年である。法案は、両院でそれぞれ可決された場合、連邦議会で可決されたことになる。

人民院の議員の最大定数は、440名である。そのうち、330名以下は、人口比に基づく選挙により選出され、110名以下は、国軍最高司令官の指名する軍人議員である。即ち、人民院の議員の25%は、国軍最高司令官により指名される軍人議員ということになる。

民族院の議員の最大定数は、224名である。そのうち、168名以下は、7つの管区及び7つの州から12名ずつ選挙により選出され、56名以下は、7つの管区及び7つの州から4名ずつ国軍最高司令官により指名される軍人議員である。即ち、前述した人民院の議員の場合と同じく、民族院の議員の25%は、国軍最高司令官の指名する軍人議員ということにな

¹¹ 前掲「ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与 (1)」175頁。

¹² 大統領になることができないアウンサンスーチーは、2015年の総選挙でNLDが大勝した後の2016年、「国家顧問」という地位に就いた。しかし、ミンアウンフライン国軍総司令官は、国家顧問の設置は違法であると主張している。

¹³ 前掲「ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与 (1)」175頁。

る。

(3) 行政府

ミャンマーの行政組織は、連邦レベルのほか、地方レベルがある。地方レベルは、①主にビルマ族が居住する7つの「管区」、②主な少数民族の名称を冠した7つの「州」、③大統領が直接統治する「連邦領」（首都であるネーपीドーのみ）に分けられる。

連邦政府を構成するのは、大統領、副大統領、連邦大臣及び連邦検事総長である。連邦の行政権は、大統領に属する。国防大臣、内務大臣及び国境大臣は、国軍最高司令官の提出する名簿に従い、大統領により任命される。

(4) 司法府

ミャンマーの司法裁判所としては、連邦最高裁判所、管区高等裁判所、州高等裁判所、自己管理管区裁判所、自己管理区域裁判所、県裁判所、郡裁判所等がある。その他、軍事裁判所及び連邦憲法裁判所がある。

連邦最高裁判所は、7名以上11名以下の裁判官（長官を含む）から構成される。連邦最高裁判所長官は、大統領の指名及び連邦議会の同意により任命される。

連邦憲法裁判所は、9名の構成員（長官を含む）から構成される。大統領、人民院の議長、民族院の議長により、3名ずつ指名され、長官は大統領により指名される。連邦憲法裁判所は、①憲法の規定の解釈、②法律の合憲性の審査、③行政機関が実施した施策の合憲性の審査等を行う。

(5) 国軍及び国防治安評議会

2008年憲法の特徴の一つは、国軍及び国防治安評議会が多数の重要な権限を有することである。

国軍は、全ての国内的及び対外的な危機について、連邦の防衛を主導する。国軍は、国防治安評議会の承認に基づき、連邦の治安及び国防について、国民全体の参加を管理する権限を有する。国軍最高司令官は、国防治安評議会の提案及び承認に基づき、大統領により任命される。軍事裁判所の判決は、国軍最高司令官の決定により、確定する。

国防治安評議会は、大統領、副大統領（2名）、人民院及び民族院の議長、国軍最高司令官、国軍副司令官、国防大臣、外務大臣、内務大臣、国境大臣の合計11名により構成される。實際上、11名中6名は国軍関係者が占めることになる¹⁴。

国家緊急事態が発生した場合、大統領は国家緊急事態宣言を行うことができ、また、国軍最高司令官への権限移譲を行うことができる。とくに、連邦の分裂、国民の結束の崩壊、主権の喪失の危険性が発生した場合、大統領は、国防治安評議会と調整した上で、1年以内の国家緊急事態宣言を行うことができる。この国家緊急事態宣言の場合、大統領から連邦

¹⁴ 前掲「ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与（1）」177・180頁。

の全権を委譲された国軍最高司令官は、立法権、行政権及び司法権を行使することができる。2021年2月のクーデターでは、この国家緊急事態宣言が行われ、全権がミンアウンフライン国軍総司令官に移譲された。

3 人権

ミャンマー憲法の「第8章 市民、市民の基本的権利及び義務」には、人権カタログが規定されているが、質・量とも不十分であることは否めない。ミャンマー憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①表現の自由、集会・結社の自由、信教の自由の保障につき、「連邦の治安、法と秩序の維持、地域社会の平和及び安寧、又は公の秩序及び道徳のために制定された法律に違反しない限り」という留保が付されている（354条）。

②「仏教」には、他の宗教に比べ、特別な地位が認められている（361条）。

③「和の達成及び治安の維持に責任を負う国軍の軍人及び軍隊の構成員によりその任務が十分に遂行され、規律が維持されるため」、憲法第8章で付与される権利は、法律の制定を通して、制限され又は取り消されるものとされている（382条）。

④市民の義務として、多数のものが列挙されている。即ち、連邦の分裂を阻止する義務、国民の結束の崩壊を阻止する義務、主権を保全する義務（383条）、ミャンマー連邦共和国の独立・主権及び領土の保全を防御する義務（385条）、兵役の義務（386条）、諸民族の間の統一を強化して公共の平和及び安定を保障する義務（387条）、現代的な先進国として成長するための義務（388条）、納税の義務（389条）、文化遺産の保護や環境保護等に関し連邦を支援する義務（390条）等である。

⑤聖職者、受刑者、精神異常を宣告された者、破産宣告を受けた者等は、投票権を認められない（392条）。

III 民法

前述したとおり、植民地時代の英領インドで形成された「インド法典」が、1886年の第三次英緬戦争の敗戦により英領インドの1州となったビルマにも適用されるようになった。その後、1937年の英領ビルマの成立により、そのままの形で「ビルマ法典」に名称変更された。ビルマ法典に含まれる数多くの法律が、現在でも効力を有している。ビルマ法典は、不法行為、契約法、代理、土地、登記、財産移転、動産、債権、相続等の民法に相当する内容を含んでいる。インド法典及びビルマ法典の内容は、原則として、英国の判例法を成文化・法典化したものと位置付けられる。但し、インド法典の契約法部分は、英国本国法とはかなり異なる内容で起草されたこと、英国本国の契約法は20世紀を通じて大幅な変更があったが、ミャンマー法はそのような変更を反映していないことが指摘されている¹⁵。

¹⁵ 金子・前掲書 92～97頁。

ミャンマー憲法によると、全ての土地、地上及び地下、水上及び水面下、大気中の天然資源は、国の所有とされている。よって、私人による不動産所有は認められていない。しかし、不動産利用権の設定を受けることは可能である。

ミャンマーの印紙税法によると、契約の種類に関わらず、ミャンマーで締結された契約書は、印紙税の納付をしなければならない。印紙税の納付をしていない契約書は、ミャンマーの裁判所において証拠とすることができないほか、印紙税の3倍の額又は500チャットのいずれかの罰金を科される。国外で締結された契約書であっても、ミャンマー国内に持ち込まれた場合は、3か月以内に印紙税の納付をしなければならない。

ミャンマーでは、実体法上の消滅時効はないが、出訴期限の制限はある。例えば、契約に関する請求の期限は3年、不動産に関する請求の期限は12年、動産に関する請求の期限は3年、不法行為に関する請求の期限は1～3年とされている。

IV 会社法

ミャンマーに投資しようとする外国企業は、ミャンマーに子会社たる現地法人を設立するか、外国企業の支店を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するミャンマー法人である。これに対し、外国企業の支店は、独立した法人格を有しない。なお、ミャンマーの会社法には、駐在員事務所に関する規定は無い。

ミャンマーに子会社たる現地法人を設立する場合、ミャンマーの「会社法」の規定に従う必要がある。ミャンマーの新しい会社法は、オーストラリア会社法を参考に策定されたものであり、2018年8月1日から施行されている。ミャンマーで現地法人を設立しようとする場合、有限責任株式会社、有限責任保証会社、無限責任会社の3種類がある。最も一般的であるのは、有限責任株式会社である。有限責任株式会社とは、定款により、株主の責任がその有する株式の未払込み金額の限度に制限される会社をいう。最低資本金の定めは無い。有限責任株式会社には、非公開会社（株主数が50名以下であり、株式引受の公募が禁止されており、定款により株式譲渡の制限が可能となっている会社）と公開会社（非公開会社でない会社）の区別がある。会社の機関としては、最低限、株主1名及び取締役1名がいればよい。

2018年8月1日から施行された新しい会社法は、従来の会社法制度にさまざまな変更を加えた。主な変更点としては、①一人会社を解禁し、1名の発起人により会社を設立できるようになったこと、②外資の比率が35%以下の企業は、内資企業として取り扱われること、③会社設立登録時に「会社の目的」を記載する必要が無くなったこと、④従来は「基本定款」(Memorandum of Association)・「付属定款」(Articles of Association)の必要的記載事項として配当規制等が含まれ、登録による開示の対照とされていたが、改正により、そのような規制が削除され、「憲章」(Constitution)の定款自治の範囲を拡大されたこと、⑤株式の額面及び授権資本が廃止されたこと等である。

V 民事訴訟法

1 訴訟

ミャンマーの民事訴訟及び民事執行の制度は、植民地時代の英領インドで形成された「インド法典」の一部である 1908 年「民事訴訟法」に基づく最高裁判所命令 21 号に基づき、実施されている¹⁶。

ミャンマーにおける民事訴訟手続は、原則として、訴状の提出、召喚状の送付、準備手続、答弁書の提出、弁論期日、証人尋問、最終弁論、判決という流れとなる。ミャンマー民事訴訟法は、当事者主義を採用している。弁護士が代理人として就くことは必須ではなく、本人訴訟も可能である。第一審は、一般的に、1～2 年かかるといわれている。三審制が採用されており、重要な法律上の争点がある等の場合には、最高裁判所への上告も可能である。

ミャンマーには、米国法におけるディスカバリーのような制度は存在しない。

陪審制は採られておらず、職業裁判官による審理が行われるが、裁判官の質の問題及び汚職のおそれが懸念される場所である。

2 仲裁

日本企業と外国企業とが締結する契約において、当該契約に関連して発生する法的紛争は、「訴訟」ではなく、「仲裁」により解決する旨の条項（仲裁条項）が規定されることが多い。ミャンマーは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しているため、一定の要件の下で、同条約の加盟国における仲裁判断をミャンマーで執行することが認められる。2016 年に制定された「仲裁法」により、外国仲裁判断の承認及び執行が認められる。

ミャンマーの仲裁機関として、2019 年にミャンマー商工会議所連盟（UMFCCI）がヤンゴンに設立した「ミャンマー仲裁センター」（Myanmar Arbitration Centre, MAC）があるが、まだ取扱実績が少なく、十分な信頼性を獲得するには至っていない。むしろ、実務上、ミャンマーと距離が近く、取り扱っている仲裁件数も多く、国際的評価も高い「シンガポール国際仲裁センター」（Singapore International Arbitration Centre, SIAC）¹⁷を仲裁機関として選択することの方が、合理的と思われる。SIAC は、①高い信頼性・透明性・中立性、②シンガポールの公用語が英語であること、③過去の取扱実績が豊富であること等の特徴があるからである。

VI 刑事法

¹⁶ 金子・前掲書 184 頁。

¹⁷ <https://www.siac.org.sg/>

2021年2月1日のクーデター後、国軍は、国の最高意思決定機関として「国家統治評議会」を設置した。国家統治評議会は、同年2月14日、反クーデターのデモ隊や民主派を取り締まるため、刑法及び刑事訴訟法を改正し、即日施行した。改正後の刑法によると、「声明・噂・情報を作成・表明・流布するにあたり、国軍構成員・政府職員に政府・国軍に対する嫌悪・不服従・不忠実が生じるよう、その者たちの忠誠・意欲・規律・健康・訓練・任務遂行に対して、滅殺・打撃・阻止・妨害・損傷させようという意図を有する者」は、2年以下の拘禁刑又は罰金刑に処せられる。また、「一部の市民・公衆に恐怖を惹き起こす者または惹き起こそうとする者」、「虚偽のニュースを真実でないことを知りまたは確信しながら流布する者または流布しようとする者」、「政府職員、政府職員の特定の集団または政府職員個人に対し、犯罪を実行するようまたは扇動するよう、直接的・間接的に行なう者またはそのようにしようとする者」は、3年以下の拘禁刑及び／又は罰金に処せられる¹⁸。

ミャンマーは、汚職が非常に多い国であるといわれている。2013年に施行された「汚職防止法」は、贈収賄にかかる各種犯罪類型を規定し、罰則を強化するとともに、「汚職防止委員会」を設置して、汚職行為の取締りの積極化を図っている。汚職防止法にいう「贈収賄行為」とは、公的地位の濫用等の目的をもって、直接・間接を問わず、賄賂を供与、收受、申出、約束又は協議等することをいう。副大臣以上の地位にある者が贈収賄を行った場合の罰則は、15年以下の拘禁刑及び罰金である。それ以外の公務員が贈収賄を行った場合の罰則は、10年以下の拘禁刑及び罰金である。私人が贈収賄を行った場合の罰則は、7年以下の拘禁刑及び罰金である。

Ⅶ おわりに

以上、ミャンマーの法制度の概要を簡単に紹介してきたが、ミャンマー法については、法整備支援の関係もあって、日本語の文献・論文等が非常に多い。例えば、法務省のウェブサイト¹⁹には、数多くのミャンマー法の解説や調査報告書等が掲載されている。

本来であれば、ミャンマーは、「アジア最後のフロンティア」として、日本企業にとっての最重要投資先の一つであったはずである。しかし、2021年2月1日に発生した軍事クーデター以降、多くの人命が失われる等、ミャンマー国内は混乱の中にあり、今後、ミャンマーがどこに向かうのかは誰にも分からない。また、ロヒンギャ難民の問題も、依然として、未解決のままである。しかし、早くも2021年5月には企業登記数が増加傾向を見せており、国内情勢が安定化に向かっているとの指摘もある²⁰。

¹⁸ 「〈独自 ミャンマー〉国軍による不当な拘束の実態」(アジアプレス、2021年)
<https://news.yahoo.co.jp/articles/af152e62ab5425e05715df75d6873a0da323c754>
<https://news.yahoo.co.jp/articles/347aaf7578eaccf0fa0c42a451e0760471f960e2>

¹⁹ https://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00056.html

²⁰ 「DAILY NNA 第01833号」(2021年6月10日)1~2頁。

いずれにせよ、今後も、ミャンマーの法制度の動向については引き続き注目していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.49 No.8』（国際商事法研究所、2021年、原題は「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第16回 ミャンマー」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。